

○ 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業の内容 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の水利施設整備事業及び2の畑地帯総合整備事業の事業にあつては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。 1・2 （略） 3 実施計画策定事業 施設を効率的に活用するための調査・計画策定</p> <p>第 3～第 6 （略）</p> <p>第 7 事業の申請等 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日（<u>令和 5 年度</u>においては、<u>令和 5 年</u> 10 月末日）までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、保全高度化整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合においては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに保全高度化整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。 2 （略）</p> <p>第 8・第 9 （略）</p>	<p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業の内容 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の水利施設整備事業及び2の畑地帯総合整備事業の事業にあつては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。 1・2 （略） 3 実施計画策定事業 施設を効率的に活用するための調査・計画策定<u>及び資産評価に係るデータ整備等</u></p> <p>第 3～第 6 （略）</p> <p>第 7 事業の申請等 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日（<u>令和 4 年度</u>においては、<u>令和 4 年</u> 10 月末日）までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、保全高度化整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合においては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに保全高度化整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。 2 （略）</p> <p>第 8・第 9 （略）</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和 5 年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和 4 年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。